



第821号 2014年6月15日発行 日本共産党裾野支部

明るい裾野



小沢良一 tel 992-0875 fax993-8141 深良27-2
ホームページ)http://www.16.plala.or.jp/ozawa_ryouiti

岡本和枝 Tel/Fax992-5174 茶畑 854-3E101
(ブログ)岡本和枝のひまわり畑 カバもいる
peace_love_cabird@yahoo.co.jp

党ができて91年間、弱い者、困っている人の味方一直線の共産党。

困ったことは小沢、岡本のなんでも相談へ

① 6月議会一般質問 ②浄化槽の水質検査を受けないと罰せられる通知が届いたが ③
下和田にも土砂搬入が ④教科書展示会を見に行きましょう ⑤お手盛り暴走集団自衛権

6月議会一般質問の予定

小澤良一議員は20日(金)の4番目。

午後2時頃です。

岡本和枝議員は23日(月)の5番目。

午前10時からです。

みなさんの傍聴をよろしくお願いします。

小澤良一議員の一般質問

1. 岩波駅の改修

① 岩波駅のエレベータ設置について、市とJR東海との協議で設置の方向であると聞いているがその経緯と内容を伺う。

② エレベータ設置に向けて進展状況がみられないが課題は何か伺う。

③ 岩波駅は、工業地域の研究施設の玄関口でそのため乗降客が増加している。プラットフォームは乗降客の人数に対応した広さがなくプラットフォームに溢れ危険な状況の時が見受けられるプラットフォームの幅を広げるなど改修の話はないのか伺う。

2. 市民に対しての行政の責務

① 浄化槽が形をなしていないために、汚物が垂れ流されていることに対して、行政は公衆衛生上放置していても問題はないと考えているのか伺う。

② この問題を近隣住民が市に相談してから県市の行政のたらい回しで、汚物垂れ流し問題は3年以上が経過しているが市民に対して行政の責務はないのか伺う。

③ 裾野市の法律(条例)の活用について伺う。

(ア) 裾野市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例を裾野市が制定することにした経緯を伺う。

(イ) 東中南側斜面への土砂搬入に対して、事業者「中止命令」を出されたのは条例のどこを根拠としているのか伺う。

(ウ) 中止命令を出しているのに事業者は従わず、土砂を搬入していることに対して市は市民の問題としては搬入を止めないのは条例との関係で矛盾するのではないのか。事業者と土地所有者の間で土

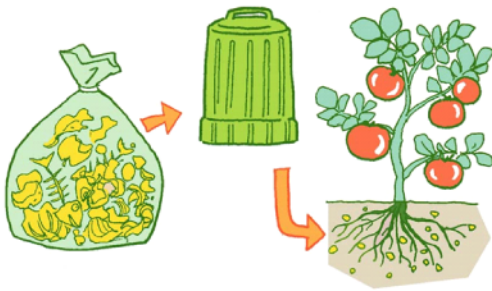
砂埋め立ての契約があれば条例で規制していても関係ないとの考えか伺う。

(エ) 富岡・景が島公園駐車場の北側で、土砂埋め立ての許可を取り土砂搬入して段々の造成が行われたが、事業者と土地所有者が契約をして行う行為であれば市に届け出て許可をとる必要がなかったと言うことになるが、東中学校南側とこの場所の違いについて伺う。

3. 生ごみの分別収集と活用

裾野市のゴミ分別は全国的に見て、優れた自治体になると思っています。

市は2014年度(平成26年度)より美化センター基本構想策定に着手します。基本構想は、焼却処理技術の動向、将来ごみ処理システムの検討、更新施設整備方針の検討、事業候補地の検討、事業方式等の検討を行うと説明しています。



ゴミの分別徹底により焼却処理施設の規模や焼却方式の選択幅が変わります。その中で重要な要素は「生ごみの焼却を可能な限り減らし有機資源とし活用する」ことです。いま生ごみを焼却しないで有機資源として活用する方法が考案されています。裾野市もこの方法を選択し実践して焼却物を減らすようにしてはどうか伺います。

岡本和枝議員の一般質問

1. 学校図書館に専任の専門職員の配置を

学校図書館は、子どもたちの読書や調べることの支援、先生の豊かな授業づくりなどに資する専門的な仕事を担っています。他の図書館等との連携も重要です。



そのためには専門的な職務を担える人の配置が必要です。しかし、学校図書館法第5条で言われる司書教諭は授業等をすることとの兼務であり、専任の仕事ができないのが実状です。

親の財政力と子どもの学力が取り沙汰される社会で、誰もが利用できる学校図書館の充実重要です。

自治体財政のやりくりの中で、学校図書館への財政措置を優先的に取り組むべきです。

- 1) 裾野市の小学校・中学校の学校図書館の資料や図書、利用の現状はどう認識しているか。
- 2) 他の学校図書館や鈴木図書館、富士山資料館等との連携はどうなっているか。

3) 司書教諭の配置の現状と課題は。学校図書館業務に専念できる時間の保障をすべきではないか。

4) 学校図書館に専任の学校司書の配置が必要ではないか。

2. 埋め立てゴミの回収を 月2回に

現在、埋め立てゴミの回収は隔月に1回行われる。分別の徹底と市民の利便性の点から、月2回の資源ゴミの日の回収と一緒にできないか。



3. 駅西区画整理事業の 早期決着を

1) いま事業見直しの『行政案』について、合意形成のための戸別訪問が行われている。不要移転の場合でも清算金が発生することを具体的数値をもって説明しているか。



2) 戸別訪問の中で、現在着手している新道東側区域の事業完成まであと何年と説明しているのか。

浄化槽の水質検査 法定検査)を受けないと罰せられる通知が届いたが

5月末に郵送で送り主が、東部健康福祉センター環境部生活環境課生活環境班のものが届き、開けると「浄化槽を使用する皆さまへ」として静岡県くらし・環境部環境局生活環境課長、一般財団法人静岡県生活科学検査センター所長他1団体長の名が連ねて記載されていました。通知と書かれた内容は、「あなたが管理する浄化槽は、水質検査(法定検査)の申し込みがされていないので手続きをされるようにとの案内ですが、浄化槽法に基づく検査を受けないと「罰せられる」と受け止められるような書き方でそれを受け取った方からどうしたら良いのかの相談が小澤議員に寄せられました。小澤議員は、浄化槽法に基づくのは記載の通りで水質検査を受けた方が良いが判断は自分自身がする必要があります。と話をしました。小澤議員は法定検査を続けて何年も受けていますが、水質の問題を検査センターから指摘されたことはありません。浄化槽の保守点検(年に3～4回)をして汚泥の抜き取りをして管理していれば水質異常はでることがないとのこれまで検査を受けての到達です。法で定められているので水質検査を受けて下さい、となるとさらに6千円/年間は必要になります。検査を徹底させるために水質検査を受けると浄化槽の管理のための助成が受けられる自治体もありますが裾野市はしていません。浄化槽の管理状況は県行政の仕事です。あなたはどうしますか。

下和田にも横浜ナンバーの ダンプカーが土砂を運び こんでいる

6日(金)の朝5時30分ごろ須山の裾野市最終処分場の東側市道に横浜ナンバーのダンプカーが6台並び駐車をして土砂捨て場に呼ばれるまで待機をしている様子でした。

ヘルシーパーク入口の市道(通称南外周道路)を市民運動公園方面に下ってくると、ヤクルト工場の東側の市道に横浜ナンバーのダンプカーが4台待機中。この辺に土砂を捨てるところがあるのかと探していると下和田の生活用品をプラスチックで生産する会社「レック」の北側に平らな土地が展開していて建設機械のユンボが置いてありました。



「土砂搬入の許可看板」は見つかりませんでしたので行政への届出をしないで土砂が搬入されていることとなります。

11日、市のまちづくり課に届けがされているか確認したところ出されていないことが分かりましたので、市には現地を確認して対処する様に小澤議員が要請を致しました。共産党議員団は必要な手

続きをした上で土砂汚染の恐れがないものであれば搬入されることについては問題ないと考えています。許可も取らないで人目が付かない中に運び込む問題あります。

教科書展示会を 見に行きましょう



裾野市立鈴木図書館で、教科書展示会が開催されています。教科書検定に合格して採択の対象となった、来年度に使用する教科書の見本が展示されています。



教職員・保護者・一般市民対象とのこと。意見や感想を提出できます。関心のある事項について、それぞれの教科書の記述を較べてみるのも楽しいですね。

展示期間は、6月1日から7月8日までです。

屁の突っ張り以下の歯止め

自・公両党で集団自衛権・歯止めを協議などという批判精神なきマスコミ報道が溢れている。最大・最強の歯止めの憲法9条をぶち壊そうとする輩が、自らの都合良いように作る歯止めなど屁の突っ張りにもならないのは自明の理である。戦争への道、大政翼賛会 **NO!** (友)